

# 難病患者等の通院治療に係る渡航費等助成制度

与那国町では、本町以外の医療機関での通院治療を余儀なくされている方の経済的負担軽減のため、予算の範囲内で渡航費の一部を助成しています。

<p>助成対象者</p>	<p>与那国町に居住し、かつ住民基本台帳に登録された方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 生殖補助医療（体外受精及び顕微授精で、人工授精を除く）を受ける夫婦</p> <p>(2) がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）と診断された方、抗がん剤治療等を受けている方（八重山医療圏から沖縄本島医療施設への通院については医師が必要と認めた場合のみ）</p> <p>(3) 子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた方で、島外医療施設で治療を受ける方（予防接種法等の救済制度申請で因果関係を否定された方を除く）</p> <p>(4) 沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有する方で、島外医療施設で通院 治療が必要と医師が認めた方</p> <p>(5) 沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を有する方で、島外医療施設で通院治療が必要と医師が認めた方</p> <p>(6) 沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を有する方で、島外医療施設で通院治療が必要と医師が認めた方</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症と診断された方、新型コロナウイルス感染の疑いがあり検査を受ける方で、島外医療施設で通院 治療が必要と医師が認めた方</p> <p>(8) ウイルス性肝炎で通院等が必要な方で、島外医療施設で通院 治療が必要と医師が認めた方</p> <p>(9) 透析を受けている方で、島外医療施設で通院 治療が必要と医師が認めた方</p> <p>(10) 臓器移植とその検査等で通院が必要な方で、島外医療施設で通院 治療が必要と医師が認めた方</p> <p>(11) 身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A1 または A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方で、島外医療施設で通院 治療が必要と医師が認めた方</p> <p>(12) 上記の (1) ～ (10) の対象者の付添人 1 名（対象者が未成年者、介護保険法における要介護者又は要支援者である方、または医師が付添いを要すると認める方など）</p>
<p>助成金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石垣島または沖縄本島への船舶、航空路往復運賃の 8 割相当を助成</li> <li>（沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業に関する協定書に基づく運賃の 8 割相当）</li> <li>県外医療機関への通院の場合も沖縄本島までの分となります。</li> <li>・ 治療の都合により宿泊する必要がある場合、宿泊施設での宿泊に対し 1 泊 5,000 円を補助</li> <li>・ 付添人も対象者と同じです。</li> </ul>

【お問い合わせ】 与那国町役場 長寿福祉課 TEL 0980-87-3575